



ふるさと納税と 配偶者控除について

※ はじめに

早いもので今年も残すところ1カ月を切りました。11月頃から一気に寒くなり、秋が短く気づけば冬を迎え、あっという間に師走を迎えたという印象です。

12月は個人事業の年度末、年末調整など業務の繁忙期と共に、忘年会等のお付き合いも多い時期です。体調に気をつけて繁忙期を乗り越えていきましょう。

さて今回は、最近ご質問が多い「ふるさと納税」と「配偶者控除」を取り上げます。

配偶者控除については、平成30年度から改正内容が適用されます。

適用は来年からですが、年末調整時に記載する「扶養控除等申告書」に見慣れない項目（源泉控除対象配偶者など）があることから、ご質問をよく頂きますので解説致します。

※ ワンポイント解説

I. ふるさと納税について

年度末ということもあり、最近お問い合わせを多く頂きます。過去のGuidepostに記載した内容と重複しますが、本年度中に検討されている方はご確認ください。

II. 配偶者控除について(平成30年以降)

平成30年から改正される配偶者控除について解説致します。

※ 最後に

1. お問い合わせについて

2. 年末年始休業のお知らせ

休業期間:12月29日(金)~1月4日(木)

3. スタッフ近況

「一万人の第九」に参加してきました。(益田)

ワンポイント解説

I. ふるさと納税について

年度末が近づき「ふるさと納税」についてのお問い合わせをよく頂きます。ふるさと納税を検討されている方は、ご確認ください。

(1) 概要

ふるさと納税は**特定の県や市に対して寄付**を行い、寄付した金額が**所得税・住民税から一部控除**される制度です。各自治体からは寄付に対して御礼の品（返礼品）が贈られます。

自己負担の最低額は2,000円ですが、**2,000円の負担内で寄付できる限度額は収入額によって差が生じます**。ポータルサイト等で簡易に算定できますので一度ご確認ください。

(2) 申込み・手続き

各自治体HP又は各自治体の返礼品をまとめたポータルサイトから申し込むことができます。後日控除証明書が送付されますので、確定申告まで保管しておいてください。なお、**年末調整では処理できません**のでご注意ください。

(3) ワンストップ特例（確定申告をしない方法）

ふるさと納税は確定申告が必要です。ただし、「**元々確定申告をする必要がない方**」及び「1年間の**寄付先が5自治体以内の方**」については、確定申告をせずに処理を完結できるワンストップ特例を適用することができます。

具体的な適用方法は下記のとおりです。

① 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を入

手し、住所・氏名・マイナンバー（個人番号）等の必要事項を記入する

ポータルサイトのダウンロードコーナーから入手するのがわかり易く手軽です。

② 本人確認と個人番号確認の書類を準備する

個人番号確認の書類と本人確認の書類のコピーを一緒に郵送することが必要です。

③ ふるさと納税先へ書類を郵送する

上記の書類を、ふるさと納税をする自治体に郵送します。同じ自治体に複数回ふるさと納税する場合にも、その都度必要になります。

II. 配偶者控除について（平成30年以降）

平成30年から改正が適用される「配偶者控除」及び「配偶者特別控除」について解説致します。

(1) 配偶者控除と配偶者特別控除について

まず控除が認められる理由ですが、配偶者の収入が少ない場合（給与収入103万円以下、所得金額38万円以下）には、その配偶者を扶養していると言えます。そのため、税負担を軽減するために、扶養控除と同様に38万円の控除が認められます。これが「配偶者控除」です。

続いて「配偶者特別控除」ですが、一定の収入を超えた場合（給与収入103万円以下、所得金額38万円以下）に、控除額38万円を認めずに0円としてしまうと、例えば給与収入110万円の方と103万円の方で税負担に不公平が生じてしまいます。

その不公平を緩和するために特別に設けられたのが「配偶者特別控除」です。

具体的には所得金額が増えるに従って控除額が縮小していき、最終的に控除額は0円となります。

(2) 平成30年以降の配偶者控除について

増税

- ① 合計所得1,000万円（給与額面1,220万円）を超える場合

配偶者控除の適用が不可となります。これによる税負担増加額は約16万円です。

増税

- ② 合計所得900万円～1,000万円（給与額面1,120万円～1,220万円）未満の場合

控除額が38万円から**26万円又は13万円に引下げ**になります。

- ③ 合計所得金額900万円（給与額面1,120万円）以下の場合・・・変更はありません。

(3) 平成30年以降の配偶者特別控除について

- ① 合計所得1,000万円（給与額面1,220万円）を超える場合・・・従前から適用不可です。

- ② 合計所得900万円～1,000万円（給与額面1,120万円～1,220万円）未満の場合
控除額が**引下げ**となるため**増税**となります。

- ③ 合計所得900万円（給与額面1,120万円）以下の場合

38万円控除が適用される配偶者の合計所得の**上限**が40万円から85万円（給与額面103万円から150万円）に**引上げ**られます。

また配偶者特別控除が適用される配偶者の合計所得の**上限**が76万円から123万円（給与額面141万円から201万円）に**引上げ**られます。いずれも枠が広がりますので、**減税**となります。

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの 場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超950万円以下 (1,120万円超1,170万円以下)	950万円超1,000万円以下 (1,170万円超1,220万円以下)	
配偶者 控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	配偶者の合計所得金額 38万円超85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超1,500,000円以下
配偶者特別 控除	85万円超90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超1,550,000円以下
	90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超1,600,000円以下
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超1,667,999円以下
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超1,751,999円以下
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超1,831,999円以下
	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超1,903,999円以下
	115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超1,971,999円以下
	120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0057 大阪市中央区北久宝寺町1丁目7番9号 堺筋本町プラザビル 701		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3659
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 株式会社大阪彩都総合研究所 アドバイザー		

★年末年始休業のお知らせ★

年内の業務は12月28日(木曜日)をもって終了致します。

年明けは1月5日(金曜日)より通常業務を開始致します。

皆様、よいお年をお迎えください。

★ スタッフ近況 ★

12/3は「一万人の第九」の本番でした。今年35回目を迎えたこのイベントですが、第1回開催日が私の生まれる4日前だったそうです。自分と同年であると思うと、「一万人の第九」への愛着が深まりました。来年以降も歌い続けたいと思っています。(益田)

